

総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

【連絡・調整体制の構築】

- 本年 8 月の関係閣僚会議（第 5 回）において「特定利用空港・港湾」となった **3 空港及び 9 港湾**（注）について、9 月以降順次、**インフラ管理者と自衛隊・海上保安庁等との間で意見交換を行い、連絡・調整体制の構築を進めている。**

（注） **空港**：熊本空港、鹿児島空港、徳之島空港

港湾：敦賀港、熊本港、八代港、鹿児島港、志布志港、川内港、西之表港、名瀬港、和泊港

- 引き続き、関係者間で緊密に連携し、「特定利用空港・港湾」の円滑な利用に取り組む。

【本取組の更なる充実化】

- 「特定利用空港・港湾」の追加に向け、引き続き、**空港・港湾のインフラ管理者との調整を進め、調整が整ったものについては、年度末を目途に空港・港湾名を公表する。**

- あわせて、令和 7 年度から、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、**本取組の対象に「道路」を追加することとし、年度末を目途に、「運用・整備方針」を更新する。**

（注） 令和 7 年度の「公共インフラ整備」に係る予算額については、令和 6 年度と同様、年度末を目途に示すこととする。

特定利用空港： 8 空港

特定利用港湾： 20 港湾

